

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

高知南国道路の全線開通に伴う通勤手当の取扱いについて（通知）

国道 55 号高知南国道路のうち高知自動車道から高知南インターチェンジまでの区間（以下「新区間」という。）が、令和 3 年 2 月 27 日（土）に開通予定となっています。高知南国道路は、自動車専用道路であり、職員が通勤に利用することが想定されますので、全線開通に伴う通勤手当の取扱いについて下記のとおりお知らせします。

つきましては、該当する職員は速やかに通勤届を提出する必要がありますので、貴管内の各小中学校等に周知をお願いします。

記

1 新区間の取扱い

（１） 自動車等の使用距離

通勤手当に関する規則（昭和 33 年高知県人事委員会規則第 10 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車等の使用距離は、新区間も含めた経路により、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。ただし、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の規定により自動車専用道路の通行を禁止されている交通用具（以下「原動機付き自転車等」という。）により通勤する場合は、この限りでない。

（２） 特別料金等の支給要件

「通勤手当の運用について」（昭和 33 年 11 月 4 日付 33 人委第 266 号人事委員長通知）の第 8 条関係（１）に規定する「利用する高速自動車国道の区間の距離が 20 キロメートル以上である場合」の「高速自動車国道の区間」には、高知南国道路が含まれるものであること。

2 対象職員

（１）新たに開通する新区間を通勤に利用する職員

（２）通勤経路は変更ないが、新区間を含む経路が「最短の経路」となる職員
（自転車及び原動機付き自転車等を利用する場合は除く。）

3 通勤届の記載方法

（１）事実発生日

令和 3 年 2 月 27 日以降の最初の出勤日

（２）「届出の理由」欄

- ア 新区間を通勤に利用する職員 → 3 通勤経路又は方法の変更
イ 新区間を利用しないが、新区間を含む経路が最短となる職員
→ 5 その他「新道路の開通」

【問い合わせ先】

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

FAX 088-821-4725

E-Mail

各市町村（学校組合）立学校長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

高知南国道路の全線開通に伴う通勤手当の取扱いについて（通知）

国道 55 号高知南国道路のうち高知自動車道から高知南インターチェンジまでの区間（以下「新区間」という。）が、令和 3 年 2 月 27 日（土）に開通予定となっています。高知南国道路は、自動車専用道路であり、職員が通勤に利用することが想定されますので、全線開通に伴う通勤手当の取扱いについて下記のとおりお知らせします。

つきましては、該当する職員は速やかに通勤届を提出する必要がありますので、職員に周知のうえ適正な取扱いをお願いします。

記

1 新区間の取扱い

（1）自動車等の使用距離

通勤手当に関する規則（昭和 33 年高知県人事委員会規則第 10 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車等の使用距離は、新区間も含めた経路により、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。ただし、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の規定により自動車専用道路の通行を禁止されている交通用具（以下「原動機付き自転車等」という。）により通勤する場合は、この限りでない。

（2）特別料金等の支給要件

「通勤手当の運用について」（昭和 33 年 11 月 4 日付 33 人委第 266 号人事委員長通知）の第 8 条関係（1）に規定する「利用する高速自動車国道の区間の距離が 20 キロメートル以上である場合」の「高速自動車国道の区間」には、高知南国道路が含まれるものであること。

2 対象職員

（1）新たに開通する新区間を通勤に利用する職員

（2）通勤経路は変更ないが、新区間を含む経路が「最短の経路」となる職員
（自転車及び原動機付き自転車等を利用する場合は除く。）

3 通勤届の記載方法

（1）事実発生日

令和 3 年 2 月 27 日以降の最初の出勤日

（2）「届出の理由」欄

- ア 新区間を通勤に利用する職員 → 3 通勤経路又は方法の変更
イ 新区間を利用しないが、新区間を含む経路が最短となる職員
→ 5 その他「新道路の開通」

【問い合わせ先】

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当
TEL 088-821-4906
FAX 088-821-4725
E-Mail

別記
第1号様式（第3条関係）

		通 勤 届				
		勤務公署				
		所在地				
住 居	新区間を利用する場合		職員番号	氏 名	Ⓔ	
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)						
届出の理由 (該当するものの□にレ印を付ける。) □1 新規 (□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) □2 住居の変更 ■3 通勤経路又は方法の変更 □4 運賃等の負担額の変更 ■5 その他 (新道路開通のため) □支給要件の喪失 (上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。)			□ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。)			
			事実発生年月日		年 月 日	
			届出年月日		年 月 日	
			受理年月日		年 月 日	
通勤経路及び方法等						
新区間は利用しないが、新区間を含む経路が最短となる場合						
順路	通勤方法 の別			種類	券等の額	
1 □	住 居 から (経 由)	まで	・ km	分	円	
2 □	から (経 由)	まで	・ km	分	円	
3 □	から (経 由)	まで	・ km	分	円	
4 □	から (経 由)	まで	・ km	分	円	
5 □	から (経 由)	まで	・ km	分	円	
記入上の注意 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券 (○箇月)、11枚つづり回数券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券 (○箇月) の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に 応ずる額を記入する。 4 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。					総通勤距離 ・ km	
					総所要時間 分	
通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員 (※特別急行列車等利用者は記入すること。)						
特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等						
順路	通勤方法 の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1		住居から (経 由)	まで	・ km	分	
2		から (経 由)	まで	・ km	分	
3		から (経 由)	まで	・ km	分	
4		から (経 由)	まで	・ km	分	
5		から (経 由)	まで	・ km	分	
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					総通勤距離 ・ km	
					総所要時間 分	
通勤経路の略図 (朱線で経路を示す。)						

注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。